

| | |
|------------------|---|
| Title | 少年拘禁(Jugendarrest)について：その法的性格を中心として |
| Sub Title | Um den Jugendarrest : Unter besonderer Berücksichtigung seines rechtlichen charakters im deutschen Jugendgerichtsgesetz |
| Author | 宮沢, 浩一(Miyazawa, Koichi) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1967 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.6 (1967. 6) ,p.1- 21 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670615-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

少年拘禁 (Jugendarrest) について

——その法的性格を中心として——

宮 沢 浩 一

は し が き

I 西ドイツの少年法制に関して、最近、かなり研究が進められてきたが、そこに規定された法的効果のうち、最も注目に価する少年拘禁制度について、これまで殆んど研究されていなかったことは驚くべきことである。⁽¹⁾⁽²⁾

その理由の一つとしては、少年拘禁が、一九四〇年一月四日に、少年裁判所法の補足に関する命令によつて実施されたという沿革的な事情をあげることが出来る。一九四〇年とは、昭和十五年に当たる年である。紀元二六〇〇年を祝つた頃ではあるが、その翌年の暮には太平洋戦争が始まつたという、あの急迫した時期である。法制度を比較法的に研究する時期としては、極めて不適當であり、ヨーロッパからの文献が殆んど入手しえなくなつたという事情も、研究遂行に重大な障害となつた。事実、この時期の外国法制度研究は、今日の我が国の法制度・比較法研究の盲点になつている。資料的にも、この時期の重要な文献はかなり入手しにくい。⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾

今日でも、少年拘禁制度についての西ドイツにおける評価はかなり高く、これを導入したことによつて、一九二三年の旧少年裁判所法、一九二八年のオーストリア旧少年裁判所法の刑罰及び教育処分⁽⁵⁾に画期的な法制度が生まれたとされている。しかも、ジーファーツによれば⁽⁶⁾、現代の文化諸国家にその範型を見ない処分とまで言われているのである。

命令による法制化という形で誕生したこの制度は、その後、一九四三年一月六日のライヒ少年裁判所法制定の際に、刑事政策的にみて極めて有効な処分であるとして、そのまま継承され、懲戒処分という性格をもつた法的効果としてとり入れられたのである。⁽⁷⁾このようにして、少年拘禁はナチスの法制度として生まれたという暗い過去を背負つてはいるものの、その他の多くのナチス法制が、同体制の崩壊と運命を共にしたのに比べれば、今日もなお生きながらえている稀な例の一つである。即ち、一九五三年八月四日の新少年裁判所法の中に、この法制は殆んどそのままの形でひきつがれている。⁽⁸⁾終戦直後に、いわゆる管理理事会が新しい法秩序を建設するに際して従来の法制度の非ナチ化に努力したとき、一九四〇年から一九四三年にかけて成立し、発展した少年拘禁に手をふれなかつたわけである。

ちなみに、東独少年裁判所法が、一九五二年五月二三日に制定された折に、少年拘禁をば、⁽⁹⁾「資本主義的・ファシスト的なもの」と非難し、それに代る何等かの制度を創設することなく削除したのに、最近、装を改めたとはいえ、少年拘禁に類似のものが復活されようとしているとのことである。⁽⁹⁾

II 私はこの制度について、一九五七年にハイデルベルク大学に留学した折に知る機会をえた。その年の冬学期、ガラス教授とレフェレンツ講師(当時)の少年法合同ゼミナールに参加して、少年裁判所法について詳しい議論を目的あたりにしたのであつたが、その折に、少年拘禁についても多くを学びえた。そして、当時、披見しうる資料を殆んど筆写して帰国し、爾後、これについて言及された雑誌論文等を怠らずにメモしていた。⁽¹⁰⁾

昨一九六六年来、我が国において少年法改正論が白熱化し、各方面の争点と一致点が次第に明確化してくるにつれて、保護処分 の 多様化とその充実については、改正論者と現行法支持者との間に、協調しうる点があることが明らかになつてきた。いわゆる「短期補導院」をはじめとする自由制限的保護処分の整備と新設について、多くの者の関心が向けられるようになってきた。執行面の充実こそ、現下の急務であることについては、大方の意見は一致している。⁽¹²⁾

この状況を考慮し、私の抱いている年来のテーマの一つである「少年拘禁」につき、比較的詳しい研究を公表する時期がきたと判断し、ここに若干の考察を加えた小論を公表するものである。もとより、西ドイツの法制である「少年拘禁」が、はたして我が国の「短期補導院」に相当するものであるかどうか、西ドイツに生まれ、育つた制度が我が国の土壌とマッチするかどうか等、なお、いろいろ検討すべき問題が残つている。⁽¹³⁾

しかしながら、制度を新設若しくは整備するに当たつて、他国の類似の制度と比較検討してみることこそ最も必要である。本稿は、制度論を展開するための、全くの素材となるにすぎない程度の知見を提供することに自己限定をする。本稿は、少年拘禁制度を実施した前後の、この制度の本質についての性格論争に焦点を当てて説明しようとするものである。少年拘禁の実体、その刑事政策的有効性について、ひきつづいて論じることにする。

- (1) これについて、宮沢・西独における年長少年法制の問題点、家裁月報一七巻五号一頁以下、同・西ドイツ少年法制の現状と将来、ジュリス ト三四二号六九頁以下、同・西独における年長少年法制の改正動向、家裁月報一八巻六号五九頁以下及びそこにあげている内外文献参照。
- (2) 木村亀二・最近ドイツ行刑思想の展開、刑事政策の諸問題、昭和一七年四六〇頁以下に一九四〇年までのナチス行刑の紹介があるが、拘禁については言及されていない。私の記憶では、十数年前に日本の文献で「少年拘禁」について簡単に紹介したものを讀んだことがあるが、それがどこに発表されていたか失念した。読者の御指摘を得たく、書きとめておきたい。なお、戦後の文献としては、シャフスタイン・吉川訳・ドイツ少年刑法、法務資料三七一号、昭和三五年、一三三頁以下、阿部純二・西ドイツの少年刑法(2)、家裁月報一五巻四号、昭和三八年五頁以下がある。

(12) Verordnung zur Ergänzung des Jugendgerichtsgesetzes vom 4. Oktober 1940.

- (4) 例を以て Goldmanns Archiv für Strafrecht を改称した Deutsches Strafrecht とか、Zeitschrift der Akademie für deutsches Recht 或は Der Gerichtssaal や Monatschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform 等の雑誌の一九四〇年―四四年の分は、今日では入手不可能なものである。
- (5) 例を以て Probleme der Strafrechtsrenuerung. Festschr. f. Kohlhaas, 1944. がこれである。本論文集には、少年刑法についてみれば、ラッペンとシーマンの注目すべき論文二篇がある。私は法律とは殆んど縁のない古本屋で、ハイデルベルク留学中に見つけたが、これなどは幸運なことに得ることができた。
- (6) Sieverts, Die Erziehungsaufgabe des Jugendarrests; in: Kriminologie und Vollzug der Freiheitsstrafe, 1961. S. 150. など Sieverts, Zur kriminalpolitischen Wirkung des Jugendarrests, in: Probleme der Strafrechtsrenuerung, op. cit. S. 75 にすでに同じ発言があった。
- (7) Peters, Kommentar zum Reichsjugendgerichtsgesetz, 2. Aufl. 1944. S. 46.
- (8) Potrykus; Kommentar zum JGG. 4. Aufl. 1955. S. 113 f. など この制度は必ずしもナチスの思考財とは関係ないとし、刑罰の性格も亦るが、前景にあるのは教育的目的である。少年に適し、教育的に形成され、特有の性質をもった短期の自由剝奪であるという。Brückner: Die Jugendkriminalität, 2. Aufl. 1961. S. 247 などれば、少年拘禁は少年の名譽感情に訴えかけ、即座の執行によつて惹起された、強いショック効果によつて秩序と自己反省を喚起し、新しい犯罪を犯すことを防ぐのである。贖罪と同時に教育的な性格をももった短期の自由剝奪である。
- *) Dallinger-Laackner, JGG. 2. Aufl. 1965. S. 127 f. を同註。Granlich, Möglichkeiten und Grenzen des Jugendarrests, 1964. S. 21 を参照す。
- (9) Sieverts; Kriminologie und Vollzug usw. op. cit. S. 150. を同註。
- (10) 注(7)のウィータースのコメントールをはじめとして、多くの論文の当該箇所を筆写したが、注(11)に見られるように、その後、その殆んどものをゼロックス・マイクロフィルム・原本の形で集めることが出来た。ただ、ウィータースのコメントールだけは、ザール大学の研究室にも原著がなかったため、ハイデルベルク留学の折の筆写という不正確な資料に頼らざるをえなかった。
- (11) これまでに引用した論著の他に、利用しうる文献として次のようなものがある(著者名のABC順による)。
- Boldt; Um den Jugendarrest. ZStW. Bd. 59. 1940. S. 336 ff.
- Ders.; Zur Einführung des Jugendarrests. Deutsches Recht. 10. Jg. 1940. S. 2033 ff.
- Borst; Jugendarrest? Eine Kritik. Deutsche Justiz. 101. Jg. 1939. S. 39 ff.
- Galas; Strafe und Erziehung im Jugendstrafrecht. ZStW. Bd. 56. 1937. S. 635 ff.
- Kohlhaas; Zur Reformbedürftigkeit des Jugendarrests. Deutsche Rechtszeitschrift, 4. Jg. 1949. S. 152 f.

- Kohlhansch: Für das Jugendgericht, Gedanken über das künftige Jugendstrafrecht. ZStrW. Bd. 56. 1937. S. 459 ff.
- Lackner: Das Mindestmass der Jugendstrafe. JZ. 1952. S. 359 ff.
- Lange: Strafe und Erziehung im Jugendstrafrecht. Kohlrausch-Festschr. 1944. S. 44 ff.
- Nagler: Der Jugendarrest. Gerichtssaal. Bd. 115. 1941. S. 217 ff.
- Peters: Die Jugendarrestverordnung. ZStrW. Bd. 60. 1941. S. 560 ff.
- Reinfried: Besteht zwischen Jugendarrest und Jugendgefängnis eine Lücke? DRZ. 2. Jg. 1947. S. 84 ff.
- Scharfstein: Zur jugendstrafrechtlichen Behandlung der Heranwachsenden. NJW. 1955. S. 1577 ff.
- Ders.: Die Behandlung der Heranwachsenden im künftigen Strafrecht. ZStrW. Bd. 74. 1962. S. 1 ff.
- Schmidhäuser: Zur Frage des Jugendarrests. Monatschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform. 30. Jg. 1939. S. 257 ff. u. 488 f.
- Seelig: Ätiologie und Diagnostik der Jugendkriminalität und der Einfluss der Ergebnisse solcher Forschungen auf die Einrichtungen des Rechts. in: Römischer Kongress für Kriminologie. 1938. S. 120 ff.
- Villingner: Zur Erneuerung des Jugendstrafrechts und Strafvollzugs an Jugendlichen, insbesondere zur Frage des Jugendarrests. MKS. 30. Jg. 1929. S. 305 ff. その他 Jugendarrestvollzug. in: Unsere Jugend. 18. Jg. 1966. S. 515 ff. が、かゝる。
- (12) この点につき、宮沢・処遇の多様化、シユリスト三五三号五六頁以下
- (13) 本稿は昭和四十二年一月一六日、法務省青少年課の主催による少年法研究会で行なつた討議のための報告の一部である。

一 少年拘禁の成立事情

I そもそも、少年拘禁という考え方を最初にうち出し、短期であつて、しかも少年に適した、厳格な処遇方法の新設とその適用を提唱したのは誰か。沿革史的に考へるならば、少年犯罪の増大をうれい、他方、短期自由刑の弊害について充分認識し、その改善に努めた人々の頭の中(1)には、漠然とした形であれ、何等かの構図は描かれていた筈である。

だが、少年拘禁という、具体的な制度の発案者を求めるとすれば、フリートリッヒ・ウイルヘルム・フェルスターの名を

あげなければならぬ。一九一一年に公刊されたその著書「責任と贖罪」⁽²⁾の中で、「特別な種類の、短期であつても少年に適した自由剝奪、しかもそれは贖罪の効果と同時に教育の効果をもつものでなければならぬ」とした。ここにおいて考へられていた「制裁」には、刑罰の要素と教育の要素とが密接にからみ合つていた。それが贖罪の作用をもつというのは、少年拘禁が行為に關連づけられて考慮されているからであり、厳格な執行がなされるからであるが、少年拘禁のもつ、その特有のきびしい警告という性格からもそう言えるのである。この点は、教育という性格からは隔つていするとするむきもある⁽³⁾。教育という言葉のもつ多義性と、それが用いられる風土や社会的条件の相違によつて、内容を異にするという点はしばらく措くとして、フェルスターにおいて構想されていたこの制度、そして後に法制度化された「少年拘禁」では、前科簿に記録しないこと、累犯を適用除外要件の中に加えていないこと等に教育的配慮がなされている。又、少年拘禁執行期間中、区裁判所のベテランの少年係裁判官が執行指導官となつて、少年を直接補導することになつて⁽⁴⁾いるが、これは比較的短い拘禁期間（継続拘禁で四週間以内、短期拘禁で一週間以内、休日拘禁で土・日、祝祭日の四倍数まで）の間、反省と内面的轉換を求め⁽⁵⁾るのに、短かい所要時間を出来るだけ効果的に利用するための確実性を得ようとするのである。

II ところで、右のフェルスターの要請にこたえるために⁽⁶⁾、刑罰と教育処分との中間的性格をもつた新しい制裁を明確な形で提案したのはシャフスタインである。雑誌「ドイツ法」に発表した論文「将来の刑法における刑罰と教育」⁽⁷⁾（一九三六年）、叢書「民族と法」所収の小冊子「少年刑法の革新」⁽⁸⁾（一九三六年）、雑誌「ドイツ刑法」に発表した論文「少年刑法の新しい形成について」⁽⁹⁾の中で、一貫して、少年拘禁のごとき処分の新設を力説していた。一九三三年のナチス政権の樹立以来、ダムと組んで「権威刑法」をうち出し、共にキール大学に拠つてナチズムの刑法を主張したキール学派の一方の旗手⁽¹⁰⁾という当時のシャフスタインの地位と影響力から考へて、この主張が立法に大きく作用したことは推測に難くない。ベルリンの

司法省参事官であり、ベルリン大学の名誉教授であつたクレー⁽¹¹⁾までが、ナチズムの刑法を主張し、司法省にフライスラー、ギェルトナー、フランクといつたナチス刑法の論客が蟠踞してゐた当時の状況⁽¹²⁾では、わずか三一歳か三二歳程の少壮教授ではあつても、臆面もなく民族刑法をかかげていたシャフスタインの言動に迎合する雰囲気はあつたと思われる。従つて、少年拘禁を法制化した一九四〇年の命令の成立について、彼の論稿が理論的な基礎となつたことは否定できない。シャフスタインの戦争中の発言の多くは、権威の下僕としての刑法という法思想的な反省の材料としてならともかくとして、今日ではまともな議論の対象とはなりえないが、少年法制についての発言はなお、充分検討に価するものをもつてゐる。

ダームが戦後、遂に刑法学者として復活することが出来ず、刑法学会にもどれなかつたのと対象的に、シャフスタイン⁽¹³⁾は、戦後、少年法の体系書や刑法思想史の著書を公刊し、これらの研究分野で地歩をかため、そして刑法学会にも復帰してゐるのである。

Ⅲ 少年拘禁にいう「拘禁 (Arrest)」という言葉は、シャフスタインの創意にかかるものではなかつた。むしろ、Arrest という在来の言葉を転用したのである。この言葉は、大学や軍隊などで、それらの内部規約や規則の違反者に対して懲戒罰として加えられる、自由剝奪的処分である *Kerkar* に近い概念である。⁽¹⁶⁾

事実、一九四〇年の命令第一条第二項には、*Der Jugendarrest wird……als Wochenendkerker von mindestens einem bis zu höchstens vier Wochenenden verhängt (少年拘禁は少くとも一回、最高四回の週末拘束として……科せられる)*⁽¹⁷⁾とあつた。

一九四三年のライヒ少年裁判所法第八条に、少年拘禁の規定が置かれたとき⁽¹⁸⁾、その第三項は、*Der Freizeitarrrest wird für die allewöchentliche Freizeit des Jugendlichen verhängt und auf mindestens eine Freizeit und höchstens vier*

Freizeit bemessen. となり、Kerker という言葉は、正式に少年法制から消えた。恐らく、国民に対し少年拘禁制度を周知徹底させる一つの手段として、まず、イメージとして国民に親しみやすい Kerker という言葉を用い、三年経過してある程度の実施を経てから、本来の Arrest という用語で統一したのであり、他方、当時ヨーロッパを席卷していたとはいえ、戦時色の濃いドイツ国内の少年犯罪者に対する処遇方法として、生ぬるいものではないという印象を与え、むしろスパルタ教育的なものであることを強調するために、軍隊の営倉を思い出させるような Kerker という言葉を選んだように思われる⁽¹⁹⁾。

後に詳しく論証するが、この「少年拘禁」の本質をめぐって、これを教育処分と解するか、或は刑罰と解するかについてかなり激しい争いがあり、その後、両説の間をとって「懲戒処分」と解する説が提唱され、今日ではこれが定説となつた。この論争の背景をさぐるためにも、一九二三年の少年裁判所法における法律効果を検討しておかなければならない。

何故なら、「少年拘禁」新設の必要性を強調する議論は、一九二三年の少年裁判所法の有していた自由刑の効果が疑問とされ、欠陥が指摘された結果、出てきたのであり、当時の自由刑は特に比較的軽い犯罪又は中程度の犯罪に対し、適切な対策ではないとする反省から生まれたものであり、ここにこそ、あの一九四〇年の命令が「少年裁判所の補足 (Ergänzung)」に関するものとされた所以があるからである。

一九二三年の少年裁判所法における制裁の種類には、教育処分と刑罰のみしかなかつた⁽²⁰⁾。裁判所が事案について教育処分のみを選択するのでは不十分であると考えた場合には、教育処分と並んで拘留刑・罰金刑又は(少年) 軽懲役刑を科し、或はそれらのいずれかだけでもつて処罰した。しかしながら、拘留を言い渡す場合は稀であり、罰金刑は少年の場合、本人ではなくて親が支払う例が多かつた。それでは、少年について改善・教育を考慮するという意味からすれば合目的ではないところから、大多数は短期自由刑によつて処罰されていた。もつとも、同法においては、自由刑につき短期の定めが明記されていなかったので、一般刑法の例によるということになつていた。

当時⁽²⁾、一般には、短期自由刑は三ヶ月以下とされていたが、この刑に対してすでに各方面からその弊害が指摘されていたことについて、改めて説明する必要もないであろう。

さらに、一月以下の拘留刑、軽懲役刑の執行は、ともに拘留場⁽²³⁾をもつて代用されていた。一月以上の場合には、少年刑務所において執行される例も多かったが刑事政策的にみて問題が多かつた⁽²³⁾。

拘留場における執行が疑問なのは、①自由の剝奪という面は一応措き、受刑者にとつては、ここでの拘留は刑の執行に特有の厳格さが感じられないこと、②刑の執行に必要な威嚇の作用を欠き、従つて、刑務所に対する少年受刑者が自然に抱く笞の畏敬の念は大なり小なり消え去ること、③この施設には過剰に収容されることが多い結果として、比較的良好受刑者を悪質化した受刑者から区別することが困難である(特に雑居房)。たとえ独房に移しておくとしても、共同作業や散歩の折に、両者が一緒になることは多い(つまり収容する施設として、短期なるが故に計画的・組織的な矯正に適さない拘留場を用いることは大いに疑問である)。④このような施設では、概して、刑務官が負担過重の状態にあるから、個々の少年受刑者を保護・監督する機会はなく、これは各少年受刑者自身に委せられてしまうので、矯正が結局各人の自覚をまつという消極的な方策にかえられてしまう。

少年刑務所において、短期自由刑を執行することにも、次のような不都合があつた。

①少年刑務所の数が少ないので、そこに収容するべく少年受刑者を輸送するに際して、その途中の車輛内等で悪い仲間からよくない影響を受ける。②従来、比較的平穩で、適当な収容者数を維持して、組織的・計画的な処遇を実施していた少年刑務所に、大量の短期自由刑受刑者が受け容れられ、被収容者の数が増大するにつれて、あらゆる面で規模が膨脹し、過剰収容となり、通常の受刑者に対する処遇計画にも支障をきたす。③そのような犠牲を払つても、何等かの効果があればよいのだが、短期受刑者は、収容期間の関係で、刑務作業を通じて教育されることは困難である。

右に説明したように、少年裁判所法の有する制裁の種類の少なさによる適用上の欠陥と、特に短期の自由剝奪処分の執行面での不備が、短期自由刑とはカテゴリーの違う処分を求める契機を与えた。

IV シュミットホイザー⁽²⁴⁾やポルト⁽²⁵⁾が指摘しているように、少年の犯した罪に対して、教育処分ではなくて、短期の自由刑を選んだ場合には、古いスタイルで、行為との均衡を考慮し、全く概念図式的に法益侵害の程度、発生した損害、被害法益の種類等を評価の出発点としていた。そして、日や週や月を単位として、自由剝奪の期間をあたかも課税基準にかけるように量定したのであつて、少年法の理念とは、およそそぐわぬ運用がなされていた。

犯罪を犯した少年のうち、放任少年や犯罪的傾向の顕著な少年には、特に、短期自由刑が科せられていた。シュミットホイザーによれば、少年の二分の一、年長少年の三分の二は三月、又はそれ以下の刑に処せられていた。平均すれば少年に対する輕懲役刑の七五%は三月以下の短期自由刑であつたといふ⁽²⁶⁾。

この点につき、さらに指摘すべきことは、短期自由刑のもつ弊害とともに、自由刑が科せられるが故に、少年といえども前科簿に記録され、これが彼等の社会復帰に重大な障害となつていた。

当時、この点を考慮して、非常に欠陥の多い執行猶予を用いる例が次第に増加していたのである。

一九四三年のライヒ少年裁判所法の立法に当たつて、第五条で少年輕懲役刑の短期は三月とされ、それを補充する制度として、正式に少年拘禁を採用した。これは、前科簿に記録する必要がないし、短期自由刑の執行に伴う弊害を回避するため配慮がその他の点でもなされている。

その他、ライヒ少年裁判所法は拘留刑、罰金刑並びに執行猶予を少年については廃止した。一九五三年の現行少年裁判所法と同様に、ここでも少年輕懲役刑が少年法制における唯一の刑罰である。

当時、一八歳以上二一歳未満のいわゆる年長少年を、特別なカテゴリーとして少年裁判所法に入れるという配慮は見送られ、ドイツ少年法制における画期的な試みは、戦後の法改正まで待たねばならなかった。⁽²⁷⁾

ついでながら、一九五三年の少年裁判所法では、行刑の実務家からの要請に従って、少年軽懲役刑の短期を三月から六月へと引き上げた。⁽²⁸⁾ それに対応して、二〇条以下に、保護観察に付するための執行猶予と宣告猶予の規定を置いている。⁽²⁹⁾

なお、短期が六月になったことと、少年拘禁のうち継続拘禁が四週間であることとの間に、五月の間隔がある点を指摘する声が多い。⁽³⁰⁾

(1) 例えば、v・リストとその弟子達、その研究協力者達はこれに入る。

(2) Freyer; Schuld und Sühne, 1911. S. 108. *「やがて」* Ders.; Strafe und Erziehung, 1913. S. 18 *「この発言がある。私はこれらの著書をやがて」*など。 Kohrausch; op. cit. S. 474. Dallinger-Lackner, 1. Aufl. 1955. S. 46. Eickmeyer; Die strafrechtliche Behandlung der Heranwachsenden nach § 105 des Jugendgerichtsgesetzes, 1963. S. 14. *「やがて」*。

(3) 本稿を報告した折、御出席の矯正局の方々の発言は、このような趣旨で一貫していたように思う。

(4) 少年裁判所法第九〇条第二項は「執行指揮官は執行地の少年係裁判官である」とする。その地に、少年係裁判官が居なかつたり、数が多かつたりする場合には、高等裁判所長官の同意をえて、執行官署が任命する。メテランの裁判官を任命するというのは、ザール州ホンブルクの「少年拘禁所」を見学した際に、オート判事からうかがった。

(5) Sieverts; op. cit. (Kriminologie und Vollzug), S. 162.

(6) 叙述を簡略にするために「フェルスターからシャフスタインまでの「少年拘禁」に関する諸見解を省略したが、ここに若干のものを書きとめておく。

第一次大戦は少年犯罪の増加にも大きな影響を与えたが、このことが少年拘禁の考え方にきつかけを与えた筈である。しかし、この問題を全国的な規模で検討することはなく、個々の州で識者の注意をひいていたにすぎず、統一的な法制が求められることはなかつた。

少年拘禁について、強力な論陣をはつてフェルスターの線に近づいたのは、ベルリンの少年係裁判官、メン・デューレンである。

「最近、各方面から新しい教育処分として少年拘禁の導入が提案されている。何故なら、少年裁判所法第七条の規定は少年達からは害悪と感じられず、少年軽懲役の宣告をうけた者は監置の期間を予定しうる」。デューレンは少年拘禁を時間と日数で測り、日曜日にそれを行なわせる

ことがよいとしている。少年局及び直接裁判所によつて特別な拘禁所で執行される筈である。少年拘禁は万能薬ではなく、在来の教育制度の補足のみを意味することは明らかである、という。

少年行刑の教育思想の先駆者ボンデュー (Bendy) は、一九二七年グリーンフート・フレデー編の「行刑の改正」の中で、「しばしば論じられる少年拘禁が完徹せられないのは、その実行をひきうける意思のある機関がないからであるにすぎない」といつた。

少年拘禁の構想をシャフスタインが一九三六年以来支持し、教育処分としての少年拘禁を強く主張した理由の一つには、彼がロバート・V・ヒッペルとともに、ボンデューとも師弟関係にあつたからであらう。

これらの問題につき Sieverts: op. cit. S. 155. を参照のこと。なお Kohrausch: op. cit. S. 474 を見よ。

(7) Schaffstein: Strafe und Erziehung im künftigen Jugendstrafrecht, DR. 1936. S. 64 ff.

(8) Schaffstein: Die Erneuerung des Jugendstrafrechts, 1936.

(9) Schaffstein: Zur Neugestaltung des Jugendstrafrechts, Deutsches Strafrecht, 1937. S. 33 ff.

(10) ダームは一九三四年、シャフスタインは一九三五年にキール大学教授に就任した。二人の連名で発表した小冊子「自由刑法か権威刑法か」(一九三三年)に、ナチス刑法の主張をもち込んだ構想を発表した。ちなみに、この小著を批判した論文「権威刑法か社会刑法」(一九三三年)により、又、同年のフランクフルト・アム・マインにおける刑法学会でこの二人を徹底的に批判したことにより、ラートブルフの教壇追放が決まつたようなものである。

二人は、一九三九年にダムがライプツヒヒ大学に、一九四一年にはシャフスタインがシュトラスブルク大学に招聘され、ともにキールを去つた。

(11) Klee: Nationalsozialistisches Strafrecht, Deutsches Strafrecht, 1940. S. 97 ff. を見よ。

(12) この状況については、ラートブルフ・福田=矢崎訳、ライヒ司法省の名声と終焉、ラートブルフ著作集第五巻法における人間、一九六二年、一一一頁以下参照。

(13) 戦後しばらくは、ハキスタンのカラチ大学教授をしていた。Dahn: Das Indische (pakistanische) Strafgesetzbuch, 1954. その後、キール大学にもどり、戦時中の著書「ドイツ法」を改訂出版の後、三巻からなる「国際法」を公刊して、むしろ国際法学者として評価された。一九六二年(一)カラチで客死した。

(14) Schaffstein: Jugendstrafrecht, 1. Aufl. 1959. (邦訳前出) 2. Aufl. 1966.

(15) Schaffstein: Die europäische Strafrechtswissenschaft im Zeitalter des Humanismus, 1954.

(16) Gallas: op. cit. S. 639.

(17) この部分は、前出ペーターズの戦争中のコメントールから筆写したものによる。

(18) 同条についての基準は次の通りである。

「1 少年拘禁は短期で、厳格な、個室において実施された自由剥奪及びそれと結びついた自己決定への強制並びに少年係裁判官による保護であつて、なお、教育的に影響を与えうる良い性質又は見通しをもちうる少年の、軽度及び中程度の非行につき適した懲戒処分である。

2 危険にさらされ、放任された少年は、たとえそれまでに少年係裁判官の面前で非難されたことがなくとも、少年拘禁の執行には属さない。従つて、まず、原則としていちど少年拘禁を用いようと試みることは、間違ひである」(以下略)。Lichtlinen zum RJGG, 1944, S. 10 f. なお、この基準に対して、文字通り有効な助言を与えたのはペーターズのコメントールの初版(一九四二年)であると思われ。Vgl. Peters; Kommentar zum Reichsjugendgerichtsgesetz § 7, Anm. 1. 乃至 Dallinger-Lackner; op. cit. I, Aufl. S. 46. この事情にひつづ言及せられよ。

(19) これは、単なる私の推測であるにすぎない。

(20) これに「お」 Peters; Kommentar. op. cit. S. 46. 最近の文献では「Gramlich; op. cit. S. 21 f. によつて知られた」。

(21) Sieverts; op. cit. (Kriminologie und Vollzug usw.) S. 152. を見よ。

(22) 適当な訳語がないので仮訳をつけた。原語は Gerichtesgefängnis である。現在、少年拘禁所は区裁判所に隣接して設置されている。裁判所が執行について特別な配慮をするという伝統が、以前からあつたのか。後の研究にまづ。

(23) 以下は「Gramlich; op. cit. S. 22. によるところが多い。

(24) Schmidhäuser; op. cit. S. 259 f. ヘルマン・シュミットホイザーは、現ハンブルク大学教授エベルハルト・シュミットホイザーの父親であつて、当時、ニールブロンにある少年刑務所長であつた。

(25) Boldt; op. cit. (ZStW), S. 338 f. ボルトは当時、ケーニヒスヘルク大学教授であつた。その後、兵役に服し、ソビエトで抑留され、戦後、かなり遅くなつて帰国し、まだ大学の講座にはつきり籍を置かないうちに、すでに「過失犯の構造」(一九五六年)といふすぐれた論文を發表したが、一九五七年に不幸にも盲腸炎のため急死した。

(26) Schmidhäuser; op. cit. S. 261. 但し、この数字は、ニーターシエーネンフェルト、ハーネファーサント、ハイルブロン、ナウガルト、ウツトリッヒ、シネトウーム、ノイミュンスタター、ポツフムの刑務所・少年刑務所における一九三八、三九年の数字である。

(27) この点について、詳しくは、はしがきの注(一)にあげた私の小論を御参照戴きたい。

(28) Dallinger-Lackner; op. cit. (I. Aufl.) S. 197 f. なお、特に、短期自由刑との関係で、少年拘禁の最低限の期間をどうすべきかにつき、一九五三年の少年裁判所法制定前の事情を書いた Lackner; op. cit. (JZ, 1952) と、継続拘禁と少年刑の期間の欠缺にひつづ論じた Schafstein;

op. cit. (ZSirt. Bd. 74), S. 18 ff. とを比較する必要がない。

(28) この点に關して Dallinger-Lachner; op. cit. (I. Aufl.) S. 208 ff. が詳細である。第二版では、一六一頁以下に注釈がある。少年刑法における刑の執行猶予・宣告猶予については、特にクマラーの論者が参照されるべきである。Hellner: Die Strafsatzung im Jugendstrafrecht. Versuch einer Grundlegung des Strafsatzungsgedankens für die gerichtliche und fürsorgliche Praxis, 1959 のほか、雑誌 Recht der Jugend. に三編ほどの問題を論じている。

(29) シュフスタインの指摘している箇所(注(28))の他に、一九六三年の少年裁判所法改正のための覚え書も参照されるべきであろう。この点について、宮沢・前出家裁月報一八巻六号、特に一〇二頁以下を参照されたい。なお、Gramlich; op. cit. S. 153 ff. は、限られた資料に基づくものであるが、この問題に、或る程度の数字的根拠を与えている。

二 少年拘禁の法的性格

I 少年拘禁は教育処分か刑罰か、それとも両者の性質を兼ね備えた第三のカテゴリーに属するものかについて争いがあつた。⁽¹⁾

教育処分であるとする説を強力に主張したのはシュフスタインである。もつとも、彼の議論にも若干の修正はあつた。第一論文では、「少年拘禁」の性格を「教育刑 (Erziehungsstrafe)」としたが、⁽²⁾それに続く小冊子では、刑罰という響きを避けるため「教育処分 (Erziehungsmassregel)」という言葉にかえた。⁽³⁾

「少年拘禁」の法的性格として、刑罰とは違う「教育処分」と名づけた理由は、いろいろある。少年にふさわしい処分にするとか、少年を出来るだけ正道に立ち帰らせて民族のために有為な人材を得ようとするといった配慮も働いていたであろう。しかし、その理由の一つには、シュフスタインの当時の思考方法である「分離思想」がある。つまり、刑罰と教育とは分けるべきであるとする考えがそれである。さらに、刑罰は、本質的には、名譽刑であるとする考え方もその基礎をなしている。

「新しい法においては、刑罰はその本性上、名誉刑であり、これは少年に対しても同様である。しかし、名誉刑というその性質は、少年に対し適用する場合に、その適用領域を制限する必要がある。名誉刑には選抜 (Auslese) の思想、従つて……教育の契機がたとえあるとしても、少年が民族にとつて価値があると思われる場合に、犯罪を犯すに至つた少年をとるもどすには、名誉刑のもつ名誉侵犯的な効果がそれを困難にする。以上のことから結論づけられるのは、一方では、教育が有効なときに処罰するのは正しくないということであり、他方では、教育処分ではもはや効果が約束されなるときには教育処分を止めるべきことが明らかであるということである。前者にあつては、非常に重大な犯罪の場合にだけ刑罰を科し、後者にあつては、責任能力のあることを前提として、教育不可能な者は常に処罰するということになる」というのがその「分離思想」の要約である。

少年拘禁は、まさに、右の意味での教育処分(刑)の性格をもつとするのである。

シャフスタインによれば、威嚇的な「ショック」を目的とするにしては余りにも長期であり、計画的な教育としては余りにも短かい刑罰は全く無用である。短期の、威嚇的な自由剝奪が合目的かつ有用であると認められる限り、刑事罰としてではなくて、少年拘禁の形式をとつた、新しい教育処分として科せられるべきである。短かいけれども、厳格な教育処分こそ最も重要である。この処分は、少年輕懲役刑と厳格に区別され、個室主義をとり、昼も夜も独居とする。この施設は、既存の少年刑務所を利用すべくもなく、刑務所附設の形をとるべきでもない。このように彼は論じている。このような短期かつ厳格に執行される自由剝奪処分の方が、保護教育よりも治癒しやすく、保護監置又は單なる警告よりもはるかに有効であるとする認識に立脚している。⁽⁵⁾

シャフスタインの当時の「少年拘禁」支持の議論には、その後の論者(今日の議論を含めて)が少年拘禁の実体とその執行についてふれる諸論点が殆んどとりあげられているといつてよい。

シャフスタインの意見を支持し、教育処分としての性格を少年拘禁につき認めた者には、コルラウシュがいる。⁽⁶⁾

これに対し、ガラス、ゼーリツヒ、ナーグラ等は、少年拘禁を「真の刑罰」であると解する。ガラスはシャフスタインの「分離思想」を彼一流のするどい分析で批判し、刑罰と教育処分の關係を論じ、少年の名譽をきずつけない形で「刑罰」としての「少年拘禁」を構想することが困難でない所以を説いている。⁽⁷⁾ゼーリツヒは、ごく簡単に、「その本質上、⁽⁸⁾「害悪」の性格をもち、⁽⁹⁾「贖罪」を意味しているから、刑罰とみるべきである」といつている。ナーグラの論稿は、次に紹介するポルトの折衷意見発表の後に書かれたものであるが、少年拘禁は刑罰であると主張している。⁽⁹⁾

その論文「少年拘禁」において、「少年拘禁を懲戒処分とする（ものもある）が、これは少年に適した、教育の性格をも同時に包含する自由刑の新らしい一形式と特色づけられるべきである。少年拘禁は可罰行為を行なつたことを理由として、その贖罪（つまり応報）のために、真の刑事訴訟において、刑事裁判官によつて科せられ、刑事司法の機関によつて執行される。……少年拘禁の量刑は犯人の人格を考慮し、行為の重大さによつて決められる」という。⁽¹⁰⁾

しかし、右のいずれの説も半面の真理しかつかんでいないと思われ⁽¹¹⁾。次に紹介するポルトのいうように、少年拘禁は刑罰と教育の中間に位する、特殊の性格をもつた処分であると解することが正しい。

「少年拘禁について」というその論稿から、ポルトの主張の核心をとり出してみる。

「少年拘禁」は、その根本思想においても、その作用においても、本来の意味での刑事罰とも、又、最も純粹な形をとつたこれまでの教育処分とも異なり、むしろ規律・秩序罰的性格をもつ特有の処分である。これは、刑罰と教育の要素が混合し、相互にからみ合つて現われる中間的地位をもつ。それは真の刑事罰ではない。何故なら、それは「刑罰に価する」行為を理由として「刑罰を必要とする」人間に言い渡されるものでもなければ、名譽を侵害するものでもなく、又、責任を単にあげない、行為贖罪という思想のみによつて行われてはいないからである。又、少年拘禁は教育処分でもない。何故なら、

それは少年扶助、教育的保護、少年の教化促進からだけみられているのでも、又、単に犯人のみをみるのでもなく、又、その社会復帰をめざすのみならず、むしろ行為とそれによる責任から、それと感ずることのできる秩序へのよびかけ、最も厳格なこらしめといった考えを実現する。懲戒は、いわば、ヤヌスの頭をもつている。通常の種類の意味では、それは成人刑法の刑罰からみるならばむしろ教育の傾向をもち、これまでの少年法の教育処分という視角からみるならば、むしろ刑罰に似た性格をもつている。「刑罰と教育」「刑罰か教育か」というこれまでの論争から抜け出なければならぬ。少年の処分かそれとも少年の教育かというような区別も正しくないし、不明確な教育刑という概念も適当でない。アクセントの置きかたをかえて、三つの領域を刑罰の考え方と教育の考え方からきわ立たせ、区別する必要がある⁽¹²⁾。

ボルトの右の議論によつて、懲戒処分の性格づけは終つた。ペーターズがこれを支持して以来、学説の上でもこれが通説として妥当しているといつてよいであろう。

ライヒ裁判所の判例⁽¹³⁾においても、このような性格づけが支持されている。事案はいずれも、未決句留期間を「少年拘禁」の期間に算入しうるかについて判示されているから、性格論争に判例が直接介入しているわけではないが、傍論の中で、第三のカテゴリーとしての懲戒処分という説を支持している。

かくして、刑罰に非ざる処分、教育処分とも区別されるべき「懲戒処分」としての少年拘禁について、もはや争いはなくなつたといつてよいであろう。

(1) ランゲは教育と刑罰につき、次のような八つの関係をあげている。

①刑罰と並んだ教育(刑罰と教育の二元主義)、②刑罰に代る教育(旧少年法第六条の刑罰思想に先行する教育思想)、③刑罰の形をとつた教育(行刑、特に不定期刑)、④刑罰による教育、⑤刑罰にもかかわらず教育すること、⑥刑罰としての教育、⑦教育なき刑罰、⑧刑罰でも教育でもないもの。

ランゲは、少年拘禁の内容からいうならら⑥にあてはまるとする。これは刑罰でもなければ、教育処分でもなく、警醒することによつて威嚇又は改善する筈であり、教育の過程を内含しない。

ランゲはしかし、少年拘禁の目的及びその効果から見るとば、刑罰でもあり、教育でもあるということ、つまりこの二つの契機をともに肯定すべきであるという。この点については、Lange: op. cit. (Kohlrausch-Festschr.), S. 45 f. をみよ。

今日では、タリンガー・リッターナーの注釈書にいうように、懲戒処分というカテゴリーが生まれたので、法的性格をめぐる論争は意味がなくなつた。少年拘禁の問題性は、現在では人的・物的施設面の欠陥に帰せられる。法的な実体内容に結びついた観念というよりは、誤解と実務上の不当な適用により生じているとする(同書四六頁)。

(2) Schaffstein; op. cit. (DR), S. 66 f.

(3) Schaffstein; op. cit. (Erneuerung), S. 14 f. の文献も、現在手元には、筆写した資料しかない。なお、シャフスタインの所説における要約をこじよ、Kohlrausch; op. cit. S. 474 に簡単に紹介がある。

(4) Schaffstein; op. cit. (Kohlrausch-Festschr.) S. 6 u. S. 14 f. など、前出のロールラウシュの論文(注(2))に、シャフスタインの立場の要約がある。

(5) ランゲはこのような割り切り方を批判し、少年拘禁に刑罰の性格(少なくとも害悪を加えるという性格)を否定することはできない、とする。そして、少年拘禁に処するということに処罰的なものがあるかどうかを解決するには、害悪が規定上入つているかどうか、刑罰と同じ社会的倫理的非難が表明されるかどうかという問題いかによる、という。注(1)に引用したような問題意識で、ランゲは少年拘禁を内容・目的・効果という三面から検討している。この点では正しい核心をついているが、しかし、短期自由刑、少年拘留刑を主張する点は、勿論、刑罰と教育を二元的に考えるというその立場からする帰結ではあるけれども、私としては支持しえない。これらにこじよ、Lange; op. cit. (Kohlrausch-Festschr.) S. 56, S. 57 f. u. S. 67 f. を見よ。

(6) Kohlrausch; op. cit. S. 469 ff., bes. 474.

(7) Gallas; op. cit. S. 639.

(8) Seelig; op. cit. (Römischer Kongress), 1938, S. 129 に簡単に引かれたこと。

(9) Nagler; op. cit. (GS), S. 217 f., 224 f. など、ナーシマーの見解は、Strafgesetzbuch (Leipziger Kommentar), 7. Aufl. 1954, S. 395 ff. にみよ。併せて検討する必要がある。

(10) Nagler; op. cit. S. 224.

(11) ランゲの論調についてすでに見たように、一九四〇年から四三年にかけて、実定法上「懲戒処分」として確立した制度になつた「少年拘

禁」を、「少年刑法における刑罰と教育」という面からとらえて、この両者の要因が少年拘禁のいかなる側面に現われているかについて検討しようとしている。その限りにおいては、後述のホルトの議論と志向の方向は同じである。しかし、それによつて、「懲戒処分」の位置づけとその性格づけは不明確になつた。もとより、その論文の五四頁で、ホルトを支持していることからみても、懲戒処分として制度化することには反対してはいないようである。

この点についてのランゲの主張を引用しておく。「贖罪の性格をもたない、懲戒処分の形で、少年の粗野化と嫉のなさに對する制裁として、少年拘禁は疑いもなく、警察の秩序刑法にも、又將來は後見裁判官にも利用される。だが、贖罪的な自由刑の機能を認めざるをえない限り、それはその性格を稀薄にしよう。一つの課題は他の課題について、有効性を犠牲にしてのみ充足せられうるのである」と(同六七頁)。又、ランゲはこれまでの教育学的な成果に基づき、継続拘禁の長期は二、三週間というところであろうといつてゐる。

このようにして、ランゲの論文を全体として見た限りでは、少年拘禁の法的性格について大きな見誤まりはしていないが、しかし刑と教育についてこれを余りにも二元的なものと考えざるの余り、懲戒処分というものの性格分析に二元主義を盛りこみ、それによつて結果的には不明確な、余り説得力のない議論を展開してしまつた。

(12) Boldt: *op. cit.* S. 351 f

(13) RG St. Bd. 75. S. 224 ebenda, 279, bes. 281 f. 1 ebenda, S. 384. Deutsche Justiz, 1934. S. 96. これらの判例の中で、「行為の重大さ、社会的危険性、非難性があるからといつて、少年拘禁が排除されるとはいえないこと」「民族共同体の一員として復帰させる教育を行なうものであること」「教育・威嚇・贖罪といつた、刑罰によつて追行された目的が少年拘禁という懲戒処分を用いては、到達されえないのかどうかを吟味する必要があること」等が明言された。

むすび

以上、第二次大戦中に、ドイツ少年法制における有力な制裁の一つとして誕生した「少年拘禁」をめぐる性格論争を描写した。今日、誰もが自明のこととして理解している法制度の性格づけにも、確立した解答が生まれるまでいろいろな形で議論がくりかえされたことを知りえたと思う。

少年法制のような、立場を異にすると推論の過程から結論まで全くの平行線をたどる議論が展開される分野では、実定法

規の個々の条文の解釈だけでは正しい理解をうることは出来ないと考える。迂遠な議論であるかも知れないが、このようにして立法の沿革史から押えていつて、正確な知識を共有財産にした上で、少年法制のあるべき姿を求めて、諸外国の法制を比較することこそ大切である。

我が国の議論には、この種の迂遠な、しかし土台をしっかりとめるといふ努力もなしに、手軽な比較法(?)的知識にもとづく制度論争をする傾向がないとはいえない。自分のたてた仮説、聞きかじった知識の寄せ木細工の接着剤として、外国制度のアナロジーを試みる傾向なしとしない。これは、特に、民法法の分野について言うことである。民法・商法・訴訟法、別の言い方をすれば所有権法・企業法に関する一つの国の法制度の概要を、実定法規の概括的な知識はもとより、判例・学説(しかも教科書・体系書の叙述だけでなく、雑誌論文をつぶさに検討する必要がある⁽¹⁾)につき、充分に実態把握をしてはじめて、法制度の比較も意味をもちうる。その努力もしないで、「現実」「実態」「あるべき姿」「進むべき方向」などというものを推測し喧伝したとしても、それは単なる思いつきであり、実証性のない「ポンチ絵」である。

少年法制についても全く同様である。

本稿は、私の十年來抱いていたテーマの極く一部である。次の仕事として、私は、少年拘禁の種類、その実態、刑事政策的効果という三つの面からこの問題に検討を加えた論稿を発表したいと考えている。⁽²⁾

少年拘禁は、西ドイツの現行少年法制の中に見事に定着し、それ相当の成果をあげている。何人もこの制度の成果を否定することはできないであろう。

かつて、コールラウシュ祝賀論文集に「少年拘禁の刑事政策的効果について」といふ論稿を発表したジーファーツは、この制度の効果が懐疑的であつた。⁽³⁾十七年の後、論文集「犯罪学と自由刑の執行」の中に発表した報告論文「少年拘禁の教育的任務」において、彼は前説を撤回し、その有効性を強調した。⁽⁴⁾

私はこの二つの論稿の間を流れた歲月の間に、たくましく成長しつつあるドイツ少年法制の実体、ことに執行面の充実ぶりについて、我が国の識者の関心が向けられることを希望してやまない。⁽⁵⁾

(1) 北川善太郎・学説継受——民法学發展の側面——判例タイムズ、一九四号、一九五号、一九六号、一九八号、二〇四号（未完）は、この点からも非常に興味があり、それ自体見事にまとめられている。刑事法との直接的結びつきはないが、ともすれば「法社会学」という、概念の極めて不明確な方法を用い、或いは「實際的効果」を強調することで、*Deus ex machina* をやりがちな我が国の若手民法学者の中に、学問的に厳密であつて、充分批判にたえうる着実な成果をあげる研究者が居ることは喜ぶべきことである。

思いつきのコンクールによつて、学問の進歩はもたらされないからである。

(2) 例えば、*Boldt; op. cit. (Zur Einführung usw.) Peters; op. cit. (Die Jugendarrestverordnung)* 等を検討し、当時の実務がこの制度に何を期待し、その期待が、今日、充たされたか否かについてまとめてみたい。

(3) *Stewerts; op. cit. (Kohlrausch-Festschr.) S. 77 f.*

(4) *Stewerts; op. cit. (Kriminologie und Vollzug usw.) S. 170* に戦時中の懐疑的な態度から、今日の制度支持の態度に變つた所以を説明している。

(5) 実務における施設を中心とした執行面の充実もさることながら、犯罪学を経験科学的に研究しようとする試みに対し、西ドイツの連邦、州政府、研究補助機関の協力は大へん大きい。

チュービン大学の犯罪学研究所長ゲッピンガー教授は有給助手一〇人（平均して一〇万円強の月給。法学者三人、社会学者二人、心理学者二人、ソシアルワーカー三人）、その他二人の秘書、パートタイムの研究補助者数人を使つて、受刑者を経験科学的に研究している。

年間予算は二五〇万円であつて、どのような成果が出るかを問わないで、五、六年の期間、もつぱら調査に明け暮れるという。気の長い仕事であること、しかし、犯罪学を根本的に研究するための不可欠の基礎資料を地道に集めていること、そのようなものにも大金を投じる政府機関があること……これらについて、我が国の政治をあずかつている人々をして、よく認識せしめたいと思う。

(一九六七・四・二二稿)